

答弁書第一六号

内閣参質一七五第一六号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員山谷えり子君提出選択的夫婦別姓に対する菅内閣の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出選択的夫婦別姓に対する菅内閣の認識に関する質問に対する答弁書

一について

福島瑞穂前内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の在任期間である平成二十一年九月十六日から平成二十二年五月二十八日までの間に開催した男女共同参画会議（基本問題・計画専門調査会等を含む。以下同じ。）においては、選択的夫婦別氏制度について、その実現に向けた早期の取組が必要との観点からの様々な意見等が述べられたが、当該意見等に係る発言時間については、それぞれの意見等を述べるのに要した時間を記録していないことからお答えすることは困難である。当該意見等に係る議事録の分量は、およそ四千字である。

二について

平成二十二年四月十六日から同年五月十一日までの間、男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会は、「第三次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」に関する意見募集を行った。選択的夫婦別氏制度の導入については、反対の意見が多かったものと認識しているが、提出された意見について個々の施策ごとの件数の集計は行っていないため、お尋ねの「賛否」の割合を具体的にお示しすることは困難であ

る。

三から五までについて

男女共同参画会議においては、選択的夫婦別氏制度について、その実現に向けた早期の取組が必要との観点からの様々な意見等が述べられたが、御指摘の点についての意見は述べられていない。

六について

御指摘のような見解があることは承知している。

七について

お尋ねの「通称使用を認めていない業界」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

八について

氏を異にする夫婦の家族の戸籍の編製については、法務大臣の諮問機関である民事行政審議会からの平成八年一月三十日の答申を踏まえて検討する必要があると考えている。